

特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	8	区域の名称	霊巖寺
区域面積	12.0ha		
指定期限	令和12年10月31日まで		
指定区域	有田郡広川町の霊巖寺の2つ目の鳥居を起点とし、湯浅町との町界を東に433メートル進み3つ目の尾根を同尾根に沿って南進し、串子谷に至り、串子谷に沿って西進し区有林と私有林の境界地点に至り、同地点から同境界を進んで起点に至る線に囲まれた区域及び霊巖寺駐車場の区域		

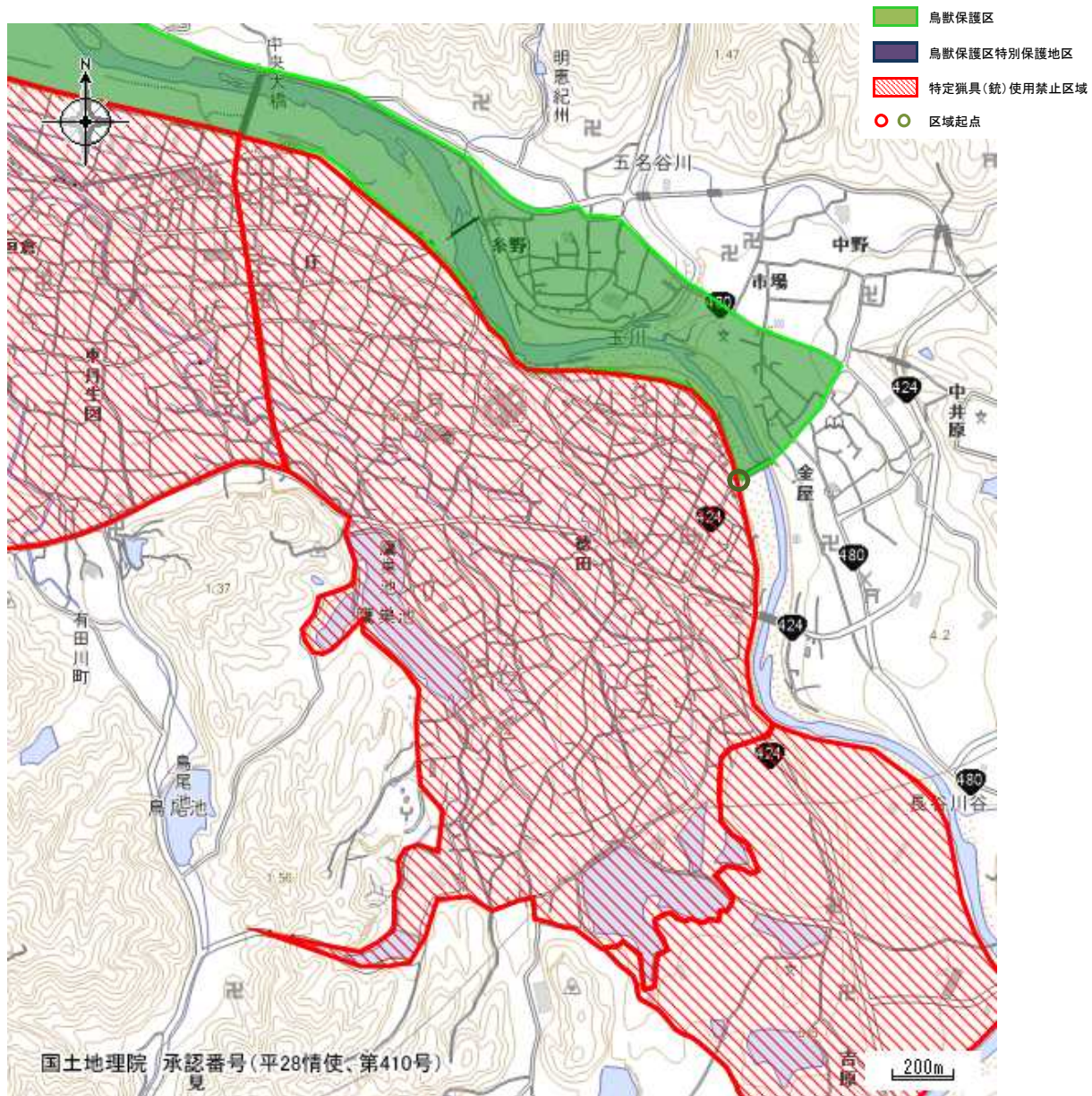
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	29	区域の名称	吉備東部
区域面積	233.0ha		
指定期限	令和9年10月31日まで		
指定区域	<p>有田郡有田川町大字徳田地内の金屋橋西詰を起点として、同所から有田川左岸を上流に進み、同町大字吉原との大字界に至り、同所から同大字界を南進し、県道吉原湯浅線との交点に至り、同所から同県道を西進し、徳吉隧道西端に至り、同所から県道吉原湯浅線を東進し、奥池の西側を通り町道中池線に至り、同所から同町道を北進し、町道笹尾線との交点に至り、同所から同町道を北進し、町道切山南線との交点に至り、同所から同町道を北進し、鷹巣池の西側を通り農免道路との交点に至り、同所から同農道を西進し、町道鷹の巣鳥尾池線との交点に至り、同所から同町道を北進し、町道鷹の巣西線との交点に至り、同所から同町道を北進し、県道吉備金屋線との交点に至り、同所から同県道を西進し、町道3号との交点に至り、同所から同町道を北進し、中央大橋に至り、同所から有田川堤防を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>		

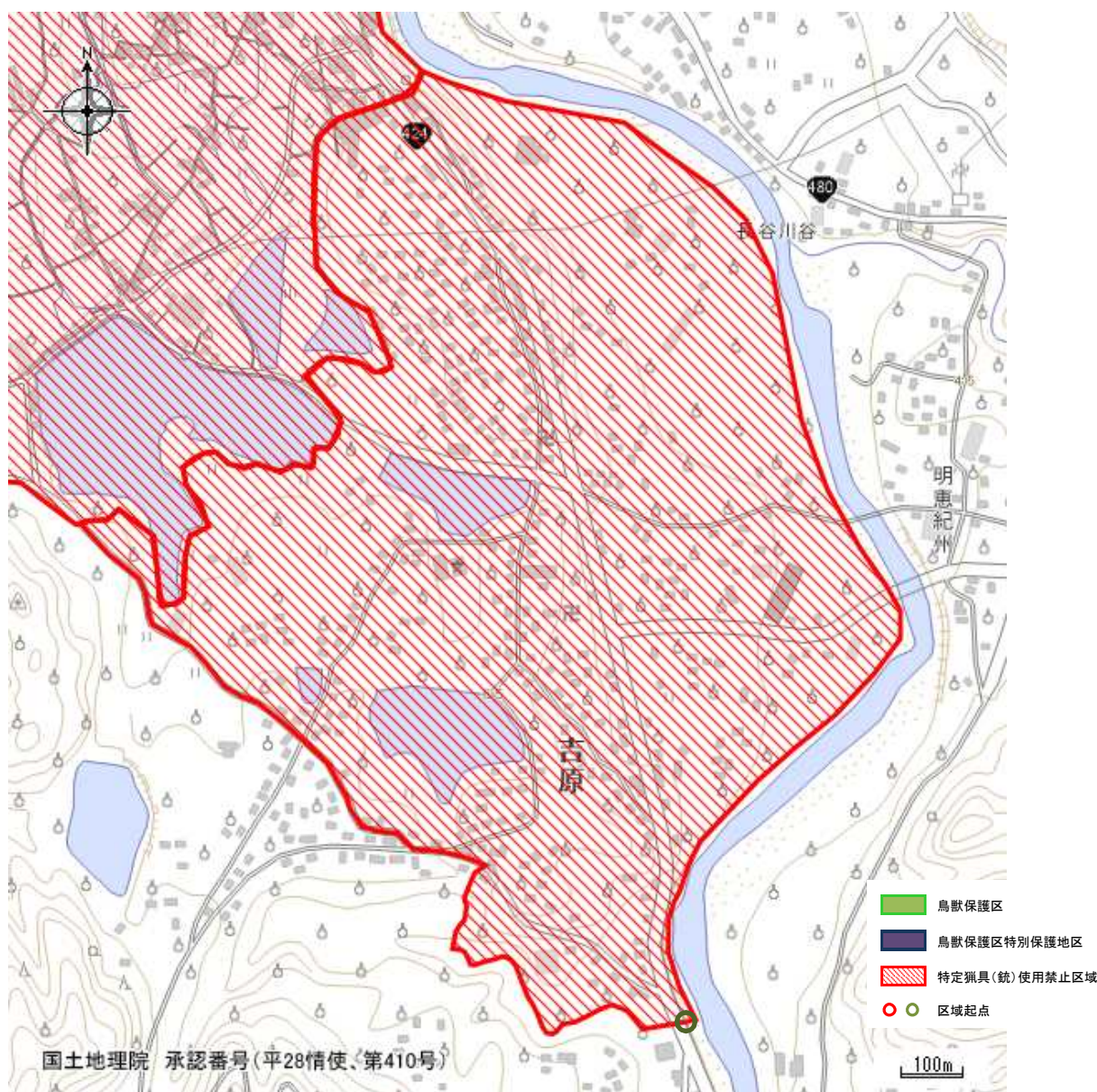
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	30	区域の名称	吉原
区域面積	103.0ha		
指定期限	令和5年10月31日まで		
指定区域	<p>有田郡有田川町大字吉原地内の国道424号上の谷崎橋北詰を起点として、同所から七神谷川を上流に進み、町道神戸新田村山線との交点に至り、同所から同町道を北進し、県道吉原湯浅線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み、大字徳田との大字界に至り、同所から同大字界を北東に進み、有田川堤防に至り、同所から同堤防を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>		

参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	50	区域の名称	吉備中央
区域面積	615.0ha		
指定期限	令和4年10月31日まで		
指定区域	国道42号線有田市と有田郡有田川町との境界を起点とし、有田川左岸堤防を東進し町道3号線に至り、同所から同町道を南進し県道吉備金屋線を経て愛宕橋南詰に至り、同所から県道吉備金屋線を西進し町道德田水尻線との交点に至り、同所から同町道を西進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた区域		

参考図面

